

伊勢市農業委員会 第186回 総会議事録

日 時	令和3年6月15日（火） 13時56分～15時1分
場 所	御薗公民館 2F 講堂
出席委員	18名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保 4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫 8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行 10番 中西 正平 11番 北村 安弘 12番 山口 和男 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭 18番 大西 正義 19番 森北 雅博
欠席委員	1名 7番 中澤 利吉
総会出席職員	農業委員会事務局 日置 幸美（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 青木 茉耶（会計年度任用職員）
会議録署名者	8番 中西 重喜 17番 岩尾 昭
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明願について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
報告事項	1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について 2. 農用地利用集積計画の中途解約について 3. 農地利用変更届出書について 4. 時効取得所有権移転の通知書について

議 長	(津地方法務局伊勢支局より) 5. 農地等の現況について (津地方裁判所 伊勢支部より) 6. その他
	定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第186回総会を開会いたします。 本日の出席者は<u>18</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。 本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、 8番の^{なかにし}中西^{しげき} 重喜さん 17番の^{いわお}岩尾^{あきら} 昭さん のご両名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。
	それでは付議事項につきまして提案させていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明願について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について (農林水産課提案) 以上あわせて4件でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
係 長	では、初めに議案の目次に誤りがありました。申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。報告事項の項番ですが、2番以降を間違えて1番から付けてしまいましたので、正しくは2番からになりますので修正をお願いします。また、報告事項の4番が落丁していまし

たので配布いたしました。次に、本日配布しました資料を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 8 件、田が 9 筆 13,680 m²、畑が 4 筆 2,226 m²の計 13 筆 15,906 m²でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、1 番から 4 番と 7、8 番は所有権移転で、5、6 番は使用貸借権設定でございます。

それでは 1－1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。受人は通町の田 2 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は通町地内に点在し、2 筆とも農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

2 番、こちらでも売買でございます。受人は西豊浜町の田 1 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 森区公民館より南へ 10m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 4 名でございます。

3 番、こちらでも売買でございます。受人は西豊浜町の田 1 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 上森墓地より北西へ 160m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

次ページ（1－2）をご覧ください。

4 番、こちらでも売買でございます。受人は植山町の田 1 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は植山町地内市立桜浜中学校より東へ 310m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 4 名でございます。

議 長	5 番と 6 番、こちらは使用貸借で、同じ受人ですので、併せて説明いたします。受人は、5 番で東豊浜の畑 1 筆、6 番で上地町の田 4 筆を借り受けて新規就農をしたいとの申請にございます。 5 番の申請地は西豊浜町地内 伊勢市豊浜支所より北西へ 600m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。 6 番の申請地は上地町地内に点在し、農業振興地域内 農用地区域内 2 筆と区域外 2 筆の農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。しかしながら、受人は本申請の時点で耕作面積 0 m² として、この使用貸借による権利設定がなされた時点でもって、下限面積要件を満たすものでございます。よって、両方お認めいただけたことをもって許可したいものでございます。 7 番、こちらは贈与でございます。受人は小俣町明野の畑 2 筆を譲り受けて耕作をしたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 明野北部公園より北西へ 350m に位置する農用地区域内 1 筆と区域外 1 筆の農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。 8 番、こちらは売買でございます。受人は小俣町明野の畑 1 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野より西へ 450m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。 説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。 (異議なしの声あり)
------------	--

係 長	ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。 2ページをお願いします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は19件、内訳といたしまして、田が29筆 18,599㎡、畑が14筆 7,554㎡の 計43筆 26,153㎡です。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ(2-1)をご覧ください。 1番、売買でございます。宇治館町の宗教法人 神宮 代表役員 小松 揮世久さんが、宇治今在家町の田3筆、畑2筆の計5筆 3,867㎡を譲り受けて境内地にしたいとの申請でございます。申請地は宇治今在家町地内に点在する第2種農地でございます。なお、本申請に関しては、昭和54年に4条申請許可(山林に転用)を取得済みであったため、現況は斜線と判断されました。事業計画として、申請地の全体面積 3,867㎡の内1,895㎡に対して、約4.0㎡間隔で杉の苗木331本を植林するなどの整備を行い、併せて境内地として管理する計画です。その内の1,972㎡は既に植林済みということです。被害防除としては、盛土等を行わず、現在の地形をほぼそのまま利用し、排水は雨水のみで自然浸透とし、周辺の宮域林と一体のものとするにより、効果的に管理することが見込まれることから、特に問題はないものと判断いたしております。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この6月11日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。 2番、こちらも売買でございます。受人は自宅に隣接する神田久志本町
------------	--

の田 1 筆を譲り受けて駐車場としたいとの申請にございます。申請地は神久 2 丁目地内 県立伊勢工業高等学校より東へ 240m に位置する既存集落内の第 3 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてはコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

3 番、こちらでも売買でございます。受人である松阪市小片野町で不動産業を営む株式会社ランド企画 代表取締役 武田 貢さんが、神久 3 丁目の田 3 筆を譲り受けて、隣接する宅地・雑種地等 4 筆の計 553.87 m² と併せて一体利用して、分譲宅地 7 区画 宅地面積 1,596.15 m² 道路部分 438.65 m² 全体実測面積 2,034.80 m² としたいとの申請にございます。申請地は神久 3 丁目地内 久志本神社より西へ 20m に位置する用途地域内の第 3 種農地にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている用途地域内であることから、農地法第 4 条第 6 項第 3 号及び農地法施行規則第 5 7 条第 1 項第 5 号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて北西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。そして本案件は転用面積が、1,000 m² を超えるものでもありますことから、都市計画法第 29 条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

4 番、こちらでも売買でございます。受人である多気郡明和町で建設業を営む池田建設株式会社 代表取締役 池田 幸弘さんが、旭町の田 8 筆を譲り受けて、建売住宅 14 棟 建築面積 875.87 m² としたいとの申請にございます。申請地は旭町地内 市立宮山小学校より東へ 150m 位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて東側既設排水路へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が 3,000 m² を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この 6 月 11 日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。さらに本案件の転用面積は、1,000 m² を超えるものでもありますことから、都市計画法第 29

条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

5番、こちらは売買でございます。受人である小木町で建設業等を営む石川商工株式会社 代表取締役 石川 雄一郎さんが、佐八町の畑1筆を譲り受けて、一体利用地の進入路（雑種地 16 m²）と併せて、法人が使用するための資材置場としたいとの申請にございます。申請地は佐八町地内 川原神社より西へ100mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

6番、こちらは贈与でございます。受贈者である娘が父名義の津村町の畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積 72.40 m²、物置 建築面積 16.83 m²、カーポート 建築面積 19.56 m² 計 108.79 m²を建てたいとの申請にございます。申請地は津村町地内 J A伊勢南部グリーンコープより南へ190mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

7番、こちらは売買でございます。受人である東大淀町で不動産業を営む有限会社大橋淡水魚養殖場 代表取締役 大橋 清さんが、村松町の畑1筆を譲り受けて、建売住宅2階建て3棟 建築面積計 255.87 m²としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南西へ180mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は35%、排水は合併浄化槽をへて北側既設排水路へ放流し、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

8番、こちらは地上権設定でございます。地上権者は東大淀町の畑1筆に地上権を設定して、太陽光発電設備 設置面積 281.74 m²としたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 東大淀公園より北西へ170mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地にございました。排水は雨水のみで自然浸透及び南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。

9番、こちらは賃貸借でございます。借人である中須町で清掃業を営む山

田清掃有限会社 代表取締役 平川 泰輔さんが、中須町の畑 1 筆を借り受けて、隣接する受人の会社の業務用車両の駐車場 20 台分としたいとの申請にございます。申請地は中須町地内 中須公園より北へ 380 m に位置する第 2 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地にございました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として柵板を設置するとのことでございます。なお、賃貸借期間は 3 年間となっており、その後双方に異議がない場合は継続することとなっております。

10 番、こちらは地上権設定でございます。地上権者は朝熊町の田 2 筆に地上権を設定して、太陽光発電設備 設置面積 352.18 m²としたいとの申請にございます。申請地は朝熊町地内 引舟橋より南へ 80m に位置する第 2 種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地にございました。排水は雨水のみで自然浸透及び南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。

11 番、こちらは売買でございます。受人である大阪市西区江之子島 2 丁目で太陽光発電事業を営む株式会社ワールドモバイル 代表取締役 重本 龍司さんが、朝熊町の田 9 筆と畑 1 筆を譲り受け隣接する原野 7 筆 3,819 m²を譲り受けて一体利用して、太陽光発電設備 設置面積 6,768.95 m²としたいとの申請にございます。申請地は朝熊町地内 伊勢二見ジャンクションより東へ 330m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、一部で盛土をしていましたので始末書の提出を求めました。よって現況地目は棒線となります。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が 3,000 m²を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この 6 月 11 日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。

12 番、こちらでも売買でございます。受人は、鹿海町の田 1 筆を譲り受けて、住宅平屋建て 1 棟 建築面積 145.17 m²を建てたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 加賀宮神社より北西へ 650m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は 29% で、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除はコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

13 番、こちらでも売買でございます。受人である松阪市中央町で不動産業を営む北栄アセットマネジメント株式会社 代表取締役 北村 俊治さんが、鹿海町の田 1 筆を譲り受けて、法人が使用するための資材置場としたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 加賀宮神社より西へ 410m に位置する第 2 種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

14 番、こちらは贈与と売買でございます。受贈者である孫が祖父名義の鹿海町の畑 1 筆と、そこに隣接する畑 1 筆を譲り受けて、住宅平屋建て 1 棟 建築面積 72.04 m² を建てたいとの申請にございます。申請地は黒瀬町地内 県立宇治山田商業高等学校より東へ 510m に位置する第 2 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は 38% で、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

15 番、こちらは売買でございます。受人は神菌町の畑 1 筆を譲り受けて、所有権が移転した後に伊勢市岩渕 1 丁目で I T ・広告代理業等を営む株式会社 U N I C O 代表取締役 坂本 勝さんに貸し出し事務所 2 階建て 1 棟 建築面積 109.79 m² としたいとの申請にございます。申請地は神菌町地内 神菌農村公園より南へ 90m に位置する第 2 種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて東側新設道路側溝へ放流とし、被害防除として、コンクリートブロックを設置するとのことでございます。

16 番、こちらでも売買でございます。受人である小俣町明野で不動産・建設業を営む株式会社下村住建 代表取締役 下村 光栄さんが、小俣町明野の登記地目畑、現況地目田 1 筆を譲り受けて建売住宅 11 棟 建築面積 637.56 m² 所要面積 2,349.04 m² 及び道路等 608.99 m² 所要面積実測で 2,958.03 m² としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より西へ 420m に位置する既存集落内の第 3 種農地でございます。建ぺい率は 27%、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。そして、本案件は、総転用面積が 1,000 m² を超える開発案件でもありますことから、都市計画法第 29 条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認め

いただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

17 番、こちらも売買でございます。受人は御菌町高向の畑 1 筆を譲り受け、一体利用地の隣地と併せて計 848 m²の敷地を所有権が移転した後に伊勢市津村町で金物類製造業等を営むヒメヤ工業有限会社 代表取締役 姫子松 隆之さんに貸し出す貸駐車場 24 台分としたいとの申請にございます。申請地は御菌町高向地内 近鉄宮町駅より北西へ 320mに位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで南東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としては、土留を行うとのことでございます。

18 番、こちらも売買でございます。受人は居住する申請隣接地の御菌町王中島の畑 1 筆を譲り受けて、通路としたいとの申請にございます。申請地は御菌町王中島地内 王中島公民館より北東へ 120mに位置する第 3 種農地にございます。本申請につきましては、既に転用してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、現状のままで問題ないとのことでございます。

19 番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である下野町で建設業を営む株式会社西邦建設 代表取締役 西口 竜矢さんが、三重県が発注した令和 3 年度 宮川河川整備工事を受注した関係で資材置場が必要となり、御菌町上條の畑 1 筆を借りて、一体利用地の隣地と併せて計 348 m²の敷地を仮設事務所・資材置場としたいとの申請にございます。期間は令和 4 年 4 月 30 日までとのことでございます。申請地は東豊浜町地内 豊浜郵便局より南へ 80mに位置する第 2 種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、借地の中心に資材を置くことで境界から隔離できるので現状のままで問題ないとのことでございます。

議案第 2 号は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、3番、4番、16番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定致しました。 続きまして議案第3号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
係 長	3ページをお願いします。議案第3号 非農地証明願についてでございます。件数は4件、内訳といたしまして、田が1筆185㎡、畑が3筆386㎡の計4筆571㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。 次ページ(3-1)をご覧ください。 1番、大湊町字浜新地の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和41年に工場を新築し、その後昭和51年に住宅を建築し利用していたとのことで、建物登記簿謄本と固定資産税納税通知書の内訳書を提出した上で、非農地証明の願い出が上がっております。 2番、柏町字宮城の畑1筆で現況は宅地でございます。 こちらは昭和41年に物置を建築し、利用していたとのことで、固定資産評価証明書を提出した上での非農地証明の願い出が上がり

議 長	ます。 3 番、二見町西字里南の畑 1 筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和 30 年に物置を建築し、利用していたとのことで、固定資産税名寄帳を提出した上での非農地証明の願い出が上がっております。 次ページ（3－2）をご覧ください。4 番、二見町茶屋字山本の田 1 筆で現況は宅地でございます。こちらは、昭和 49 年に住宅及び浴室兼便所を建築し、利用していたとのことで、固定資産税評価証明書と固定資産税納税通知書の内訳書を提出したうえでの非農地証明の願い出が上がっております。 議案第 3 号は以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 （異議なしの声あり） ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3 号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声多数あり） ご異議なしということでございますので、議案第 3 号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。 続きまして、議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。
------------	--

青木 (農林水産課)	それでは、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は24件で、田が32筆の36,718㎡、畑が4筆の4,858㎡、計36筆の41,576㎡でございます。次のページの農用地利用集積計画の概要をご覧ください。 内訳といたしまして、 ◇所有権の移転が1件で、田のみ1筆の1,186㎡。 ◇1年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の425㎡。 ◇2年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の1,401㎡。 ◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が10件で、 田が11筆の15,457㎡、畑が2筆の2,471㎡、計13筆の17,928㎡。 ◇3年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の621㎡。 ◇3年7ヶ月間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の905㎡。 ◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が4件で、田のみ12筆の12,364㎡。 ◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の1,384㎡。 ◇6年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ2筆の1,462㎡。 ◇7年間の利用権（賃貸借権）の設定が2件で、 田が1筆の1,513㎡、畑が1筆の509㎡、計2筆の2,022㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の1,878㎡。 以上件数は24件で、田が32筆の36,718㎡、畑が4筆の4,858㎡、計36筆の41,576㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。
議長	農林水産課提案の議案について説明が終わりました。何か質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。 （異議なしの声あり） ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 異議なしとのことでございますので、議案第4号 伊勢市農用地利

係 長	それでは事務局から 1 点、連絡させていただきます。 6 月の現地調査のお願いでございます。 ・ 6 月 2 4 日（木） 川端 よしひろ 善宏 委員、 岩尾 あきら 昭 委員 ・ 6 月 2 5 日（金） 中澤 りきち 利吉 委員、 大西 まさよし 正義 委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日 9 時まで、事務局へお越しいただきますようお願いいたします。 連絡は以上でございます。ありがとうございました。
議 長	その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 それでは、特にないようでございますので、第 1 8 6 回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____